

雇用・失業のセイフティーネット強化を!!

(2010.4.6)

参議院厚生労働委員会(3月30日)質疑報告

雇用保険法改正内容：① 保険加入に必要な雇用見込み「6ヶ月以上」を「31日以上」に緩和、② 事業主の未届出による未加入扱い者の納付確認の際の2年を超えた遡及適用、③ 失業等給付積立金から雇用保険二事業への貸し付け、④ 二事業の保険料率0.3%を0.35%へ引き上げ。

◎雇用保険の適用基準緩和による適用範囲の拡大は労働者に好影響!!

辻 泰弘：昨年改正で適用基準の雇用見込みを「1年以上」から「6ヶ月以上」に拡大した効果は、
職安局長：実際の被保険者数は、適用拡大しなかった場合より約70~110万人多くなったと推計。

◎「31日以上雇用見込み」からの雇用保険加入は「掛け捨て」ではない!!

辻 泰弘：雇用保険の適用基準を31日以上にすると給付につながらず掛け捨てになるとの批判。
長妻 厚生労働大臣：受給資格期間は過去1年間に通算で6ヶ月以上。2ヶ月が3回でもよい。

◎雇用保険給付が保険料納付と連動せず、納付記録がないのは制度不備!!

辻 泰弘：雇用保険料は源泉徴収だが公的記録なし。届出がないと納付分の本来給付がされない。
細川 厚労副大臣：総賃金に賦課で事業主負担軽減。事業主が不払いの際の労働者の不利益回避。

◎雇用保険の保険料納付も社会保障・税共通番号制度と歳入庁で把握せよ!!

辻 泰弘：健保、年金は公的に記録把握。労働保険料も新制度の下で公的な把握の対象とすべき。
長妻 厚労大臣：社会保障・税共通番号、歳入庁を検討中。雇用保険料の個人単位扱いも検討。

◎労働保険特別会計の雇用勘定は失業等給付と二事業との区分経理示せ!!

辻 泰弘：保険料は失業給付分は労使折半で二事業分は事業主負担。雇用勘定経理区分で明示を。
長妻 厚労大臣：予算書の「目」の区分で書いているが、わかりやすい表示について研究したい。

◎「ものづくり産業」は日本の基幹産業。職業訓練は競争力堅持に不可欠!!

辻 泰弘：厳しい雇用情勢下、「ものづくり産業」の国際競争力堅持には職業訓練が非常に重要。
長妻 厚労大臣：高度な技術を身につけ、企業を立て直す人材として活用。企業再生の人材育成。

◎倒産・失業時に備えた未払賃金立替払制度は重要なセイフティーネット!!

辻 泰弘：倒産・失業の場合の賃金等未払分の立替払制度は重要なセイフティーネット。機動的な対応を。
細川 厚労副大臣：立替払制度は労働者、家族の重要なセイフティーネット。迅速・適正な運用に努める。

◎混合診療の全面解禁、保険免責制度導入は国民皆保険の基本に逆行!!

辻 泰弘：行政刷新会議、財務省が検討対象とする混合診療、保険免責制度についての見解は。
長妻 厚労大臣：保険外負担、科学的根拠なき医療など懸念、混合診療慎重に。免責制度考えず。